南富良野町プレミアム付商品券特定事業者募集要項（案）

　令和元年１０月の消費税・地方消費税率１０％への引上げによる影響緩和措置として、低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券を販売するにあたり、物品の購入等により受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる特定事業者を公募いたします。

1. 事業の内容

【発行者】　南富良野町（受託事業者：南富良野町商工会）

【購入対象者】

1. 南富良野町民のうち平成３１年度住民税非課税者※一部条件を除く
2. 南富良野町民のうち平成２８年４月２日～令和元年９月３０日までに生まれた子が属する世帯主※一部条件を除く

【概要】

1. 制度限度額：券面額２．５万円
2. 割引率：２０％（プレミアム補助額５千円）
3. 発行内容：額面５００円×１０枚綴り×５セット×申請者数
4. 販売期間：令和元年１０月１日から令和２年２月２８日まで
5. 利用期間：令和２年３月３１日まで
6. 商品券の利用対象とならないもの

○出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

○有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入

○たばこ事業法（昭和５９年８月１０日法律第６８号）第２条第１項第３号に規定する製造たばこの購入

○現金との換金、金融機関への預け入れ

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和３４年法律第１２２号）第２条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い

○特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

○商品券の交換及び売買

1. 商品券の取扱い厳守事項

○商品券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用が可能です。

○商品券と現金の交換は禁止しています。

○商品券面額以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。

○不足分は現金等で受け取って下さい。

○利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。

○商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

1. 参加資格

南富良野町内に事業所、店舗等を有する事業者とし、町内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。ただし、次の事業者を除きます。

○特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっているもの

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）が営業をおこなっているもの

○上記２．「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

1. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

○利用可能店舗であることが明確になるよう、掲示ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。

○利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認をして下さい。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに南富良野町商工会へ報告して下さい。

1. 申し込み方法

○申し込み方法

希望される方は、この募集要項に同意のうえ、「南富良野町プレミアム付商品券取扱店（特定事業者）登録申請書」（様式１）に必要事項を記入・捺印し、提出して下さい。

（提出先）

南富良野町商工会

○申込期間

募集開始の日から令和元年９月２７日まで

1. 特定事業者について

登録が認められた事業者に対し、「南富良野町プレミアム付商品券取扱店（特定事業者）登録証明書」（様式２）を交付します。

「募集要項」に違反する行為が認められた場合は換金の拒否や取扱店舗の承認を取消し、損害金が生じた場合は請求する可能性があります。

1. 換金について

○受け取った商品券は、換金請求書とあわせて南富良野町商工会へ提出して下さい。

○枚数を相互に確認した後、受領書をお受け取り下さい。

○審査した後、指定口座へ振り込みます。

○換金請求期限は令和２年３月３１日までとします。

（問合せ先）

〒０７９－２４０１

南富良野町字幾寅　情報プラザ内

南富良野町商工会　　８時３０分～１７時００分（土、日、祝日を除く）

電話：５２－２６０５　　FAX：５２－２２０５